

ドライバーへの指導・監督

トラックの安全運行を確保するため、最前線で安全管理を担う専門家である運行管理者の業務について紹介しています。6回目は「ドライバーへの指導・監督」をテーマに、I.指導・監督指針に沿ったドライバー教育、II.指導・監督の実態、III.指導・監督の効果向上について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

法令における運行管理者の業務一覧

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条	運行管理者の業務	3つの分類 (管理者、管制官、教師)
第1号	選任された運転者以外の運転禁止	管理者
第2号	ドライバーの休憩・睡眠施設管理	
第3号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内での乗務割作成	
第4号	酒気を帯びた状態にあるドライバーの乗務禁止	
第4の2号	疾病、疲労などの理由により、安全な運転や補助ができない恐れがあるドライバーの乗務禁止	教師
第5号	長距離運転、夜間運転での交代ドライバーの配置	
第6号	過積載防止の指導・監督	
第7号	貨物の積載方法の指導・監督	
第7の2号	通行方法の指導・監督	管制官
第8号	点呼の実施	
第9号	ドライバーごとの乗務記録	管理者
第10号	運行記録計の管理、記録保存	
第11号	運行記録計による記録不能車の運転禁止	
第12号	事故の記録と保存	
第12の2号	運行指示書の作成、変更指示、保存	管制官
第13号	運転者台帳の作成、備え付け	
第14号	ドライバーの指導・監督、3年間の保存	教師
第14の2号	ドライバーに適性診断を受けさせる	
第15号	異常気象時等のドライバーへの指示・措置	管制官
第16号	補助者に対する指導・監督	
第17号	事故警報に基づく従業員の指導・監督	教師
第2項	乗務基準の作成 ※特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の場合	
第3項	事業者に対する助言	管理者
第4項	統括運行管理者による業務統括	管理者

出典：「貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条(運行管理者の業務)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I.全体像を正しく理解し、抜け漏れなくドライバー教育

国が定めたドライバー教育のガイドラインとして「指導・監督指針」があります。同指針は準中型免許創設に伴い改正され、2017年3月から施行されています。改正も踏まえて、全体像について確認しましょう。同指針は、全ドライバーを対象とする「一般的な指導及び監督」と高リスクなドライバーを対象とする「特定の

運転者に対する特別な指導」の2種類で構成されています。さらに、「特定の運転者に対する特別な指導」には、初任運転者、事故惹起者、高齢運転者の3種類があり、それぞれ指導内容や指導時間が異なります【表1・2】。全体像を正しく理解し、抜け漏れなくドライバー教育を実施しましょう。

【表1】指導・監督指針におけるドライバー教育

分類	対象者	指導内容	義務付け・時間
一般的な指導及び監督	全ドライバー	座学(12項目)	必須(時間規定なし)
特定の運転者に対する特別な指導	初任運転者	座学(12項目)・実車を用いた指導	15時間以上
		安全運転の実技	20時間以上
		初任診断	必須
	事故惹起者	事故歴の把握	必須
		座学(5項目)	6時間以上
		安全運転の実技	努力義務
	高齢運転者	特定診断IorII	必須
		座学(1項目)	必須(時間規定なし)
		適性診断	必須

【表2】座学指導の項目

「一般的な指導及び監督」「初任運転者に対する特別な指導」における座学12項目

項目	
1	トラックを運転する場合の心構え
2	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
3	トラックの構造上の特性
4	貨物の正しい積載方法
5	過積載の危険性
6	危険物を運搬する場合に留意すべき事項
7	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
8	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
9	運転者の運転適性に応じた安全運転
10	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
11	健康管理の重要性
12	安全性向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

「事故惹起者に対する特別な指導」における座学5項目

指導内容	
1	トラックの運行の安全確保に関する法令等
2	交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
3	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
4	交通事故を防止するために留意すべき事項
5	危険の予測及び回避

「高齢運転者に対する特別な指導」における座学1項目

指導内容
適性診断の結果を踏まえ、加齢による身体機能の変化に応じて安全な運転方法について自ら考えるよう指導する

出典「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年8月20日 国土交通省告示第1366号)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

II.指導・監督指針への対応は道半ば

トラック業界では、どのくらい指導・監督指針に基づいたドライバー教育を実践できているのでしょうか？愛知県トラック協会による巡回指導における上位指摘項目(平成26年4月～27年3月)では、指導・監督に関連した指摘が最も多く、21.1%を占めていました。指摘の背景にある具体的な要因としては、「指導・監督指針の内容に対応した教育がなされていない」、「教育の記録がない」、「初任運転者が適性診断を受診していない」などがあげられます。

では、指導・監督の不足が要因として指摘されている、重大事故の事例をみてみましょう。09年に首都高速で発生したコンテナセミトレーラーの横転事故では、指導・監督指針に基づく指導が行われておらず、ドライバーが車両の特性を十分に理解していなかったことが要因のひとつと考えられています※。指導・監督指針は、安全運行に必要な基礎知識を、体系的にドライバーへ教育するために定められていますので、必ず実施しましょう。

※詳細は、国土交通省自動車交通局「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成21年度)[第3分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析(重大事故⑧) コンテナセミトレーラーの横転事故 その1)」をご参照ください。

III.ドライバーが興味・関心を持てるように工夫

指導・監督指針に基づいたドライバー教育の効果をも高めるには、どのような方法があるのでしょうか？ドライバーを教育する管理者のスキルアップもひとつの方法ですが、教育手法の工夫でも効果の向上を図ることができます。

例えば、映像教材を用いた事故状況の擬似的体験や、初任ドライバーでは必須の実車を用いた指導など

があります。また、体験型教育以外でも、内容確認テストで習得度を把握しながら、自社の事故リスクを織り込んだ教育を実施することで、実態に応じた教育となり効果的と考えられます。ドライバーに少しでも興味・関心を持ってもらえるように教育手法を工夫してみましょう。